

平成30年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成30年7月12日（木）14時00分 ～ 15時30分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、菊本委員、木下委員、五嶋委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、田中稲子委員、田中伸治委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 12人）
議 題	1 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書について 2 （仮称）横濱ゲートタワープロジェクト 計画段階配慮書について
決定事項	平成30年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 平成30年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 (1) 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書について ア 質疑 【中村委員】 前回のパワーポイントの説明資料65ページにはSS（浮遊物質量）の予測時期として、環境影響が最大となる時期との記載があります。他の項目においても、環境影響が最大となる時期という記載が見られますが、20年間の工事において、最大となる時期というのはどのように決めたのでしょうか。 【事業者】 前回のパワーポイントの説明資料ですと19ページ、準備書ですと2-6に工事の工程表があります。工程表ではブロックごとに、各年次でどの場所でのどのような工事を行っているかを示しています。工事が一番重複する時期では、工事車両や船舶の数が増えますので、工程表を見ながら、それぞれの工種が各項目に与える影響を勘案し、各項目の環境影響が最大となる時期を決めています。 例えば、準備書7-5-125には、各月のSSの発生量を示しています。この図から、4年次の4月目から5月目でSSの発生量が最大となることが分かりますので、この時期をSSの環境影響が最大となる時期としています。他の項目においても同様な考え方で決めています。 【木下委員】 環境影響評価法に基づいて計画段階配慮を行う事業は、現在は、風力発電事業が多く、埋立事業は少なくなっていると思います。 今回、計画段階配慮として3か所の候補地を設定し、環境影響評価手続きを進めてきましたが、これが準備書にどのような効果を与えたのでしょうか。3か所の候補地を設定し、淡々と環境影響評価を進めてきただけなのか、それとも計画段階環境配慮を実施することが効果的であったのかを教えてください。 また、回避・低減という言葉がよく出てきますが、どのように使い分けをしているのかを教えてください。 【奥会長】 1点目は、計画段階配慮の手続きに入ったことによる準備書段階への影響、効果や複数案を検討し、絞り込んでいくという手続きを踏まれたこと	

による違いをどのように考えているかということかと思います。

【事業者】 準備書の4-64、4-65を御覧ください。環境的要素、社会的要素、経済性からの評価を行い、3つの候補地の比較をしました。この中から一つの候補を絞り出し、計画段階配慮の手続きで評価した環境的要素について、より具体的な視点を持って、準備書段階での評価を行いました。

前段階で、社会的、経済的観点からフィルターを掛けながら絞ることで評価の環境的視点が深まり、効果があったと考えています。

2点目の回避又は低減についてですが、景観に関するのでしょうか、それとも全体についてでしょうか。

【木下委員】 全体についてです。どのように使い分けをしているか教えてください。

【事業者】 回避と低減の使い分けはしていません。一つのフレーズとして回避又は低減という言葉を使っています。基準と比較して定量的に下回っていて回避されているか、若しくは、定量化できないものについては、様々な環境保全措置を講じることで低減が図られているか、という2つの側面から評価する際に、回避又は低減という言葉を使用しています。

【木下委員】 計画段階配慮の手続きを踏むことでどのような効果があったのかをもう少し具体的に教えてください。

【事業者】 例えばですが、準備書4-64の生態系では、大黒沖と本牧沖が○で、金沢沖が△となっています。金沢沖には、生態系の場である海の公園や漁港に生息する生物は影響を受けるということで、ほかに比べて影響が大きいと評価しています。

【菊本委員】 資料全体を見ると、風の流れや水の流れ等は地域性を考慮しているように思います。前回のパワーポイントの説明資料20ページから27ページあたりまでの、岸壁を造って埋立てをしていくところの説明は一般的なものであり、地域性が考慮されていないという印象です。この土地の下の地盤がどのような特徴を持っていて、どの程度変形をするのかという説明がないようです。

現地視察の際に、岸壁は耐震補強を意識した構造とするとの説明がありましたので、おそらく、ある程度の地震が発生したとしても、倒れたり変形したりしないのかと思います。

パワーポイントの説明資料26ページを見ると、岸壁と中仕切りの間部分については地盤改良を行うことなく、埋立てをすることとなっています。この地盤に埋立土砂を投入すると圧密沈下すると思いますが、港の施工時に圧密沈下量の影響は問題ない程度なのでしょうか。

2点目は、地盤改良をしていない地盤の上に埋立て地盤が乗っている状態で地震が発生すると、埋立て地盤の下の地盤が液状化する可能性があります。地盤改良を行っている岸壁部と地盤改良を行っていない埋立部で沈下量に差が出て、地震発生時に港がすぐに使えない事態にならないでしょうか。災害時には、物流面で港は重要な施設だと思いますので、地震発生時でも港がすぐに使えることが大事だと思います。

【事業者】 護岸部、あるいは岸壁部の地盤変形については、ボーリング等を実施しながら、現在設計を行っています。当然、変形量に配慮しながら設計を行います。なお、岸壁部については耐震強化岸壁にする予定で、L2地震動にも対応できるよう設計していきます。

埋立部は、図では示していませんが、埋立て後にペーパードレーンを行う予定です。ペーパードレーンは埋立部分プラス現地盤まで改良し、所定の許容沈下量となるようにします。

それから、液状化についてですが、液状化判定も設計段階で実施しています。現段階では、液状化は生じないという判定結果が出ています。

【菊本委員】 岸壁は横揺れの地震がなければ大丈夫だと思います。

埋立地盤はペーパードレーンを行うとの説明がありましたが、現地盤も圧密を促進させて、締め固めるということですか。

【事業者】 そうです。

【菊本委員】 分かりました。

【奥会長】 今の説明は、評価書に記載されますか。

【事業者】 評価書には記載しない予定です。

【水野委員】 大気質について伺います。準備書7-2-39の予測手順に、「建設機械又は工事用船舶の稼働に伴う」とありますが、「又は」というのは、同時に両方使わないということですか。

【事業者】 建設機械と工事用船舶を同時に使うことを想定しています。

【水野委員】 それですと「及び」ということですね。

【事業者】 評価書で「及び」に修正します。

【水野委員】 準備書7-2-42に発生源モデルの表があり、道路環境影響評価の技術手法や窒素酸化物総量規制マニュアルを算出式の出典としていますが、SO_xはこれらのマニュアルには出ていないと思います。SO_xの算出式をどこから引用したのですか。また、SO_xの単位が違うのではありませんか。確認をお願いします。

【事業者】 確認します。

【水野委員】 準備書7-2-50で、工事用船舶のNO_x、SPM、SO_xの1日の排出量が記載されていますが、それぞれの船舶の排出原単位はどこにありますか。どのデータを使用してこの結果が出てきたのかが不明なので、船舶の排出原単位の出典を明らかにしてください。

【事業者】 分かりました。

【水野委員】 第1～第4ブロックに分けて、船舶で工事を行うとありますが、排出源は点源、面源のどちらで設定していますか。設定の仕方によって、結果が変わってきますので、どのようなことを想定して、どのような設定したのかを記載してください。

【事業者】 分かりました。

【水野委員】 風向・風速は、ほかの常時測定局と良い相関である横浜気象台のデータを使用するとありますが、どの程度良い相関なのかが記載されていません。

また、計算する地点は埋立てする場所の風向・風速です。短期間ですが、事業者が実施した調査地点aと横浜気象台の関係が大事だと思います。調査地点aと横浜気象台の相関も記載していただきたいです。

【事業者】 分かりました。

【奥会長】 評価書段階で対応してください。

【事業者】 分かりました。

【奥会長】 準備書3-148ページの用途地域図を見ますと、神奈川区西部や金沢区西

部に色のない市街化調整区域があります。これを前提とし、準備書3-164ページの住居系地域の分布状況を表した地図を見ますと、準備書3-148ページで市街化調整区域とされていたところも住居系地域として色が塗られています。説明文では、住居系地域は第一種低層住居専用地域から準住居地域まで列挙されていて、市街化調整区域は入っていないので、間違いではないでしょうか。

更に、準備書3-191ページの悪臭防止法の規制地域の地図についてです。規制地域の指定については、準備書3-190ページに説明があり、市街化区域として決定した地域が法の規制対象地域として地図に示されるはずですが、色が塗られているところは、全て市街化調整区域となっています。これも間違いではないでしょうか。

修正したものを審査会に資料として提出してください。

【事 業 者】 修正し、審査会に提出させていただきます。

【奥 会 長】 評価書では修正されるかと思いますが、資料として審査会にも提出してください。

【奥 会 長】 本日、御欠席の田中伸治委員からの御意見が事務局に送付されていると伺っています。事務局から紹介してください。

【事 務 局】 田中伸治委員から御質問と御意見を頂いていますので、代読します。

御質問は、準備書7-3-40ページで、騒音を推定するための交通量条件として、1日あたりの走行台数を8等分することで時間交通量を設定していますが、実際の工事の進め方に照らして、この設定方法は妥当と言えますでしょうか。ピーク時に工事車両が集中することはないでしょうか。

御意見は、前回のパワーポイントの説明資料 70 ページで、水底底質の予測は潮流シミュレーションに基づいて行ったとのことですが、シミュレーションされた潮流の予測結果（事前・事後）も示していただいた方がよいのではないのでしょうか。これは資料の示し方についての御意見です。

頂いた御質問、御意見は以上です。

【事 業 者】 1点目ですが、交通量は150台／日を想定し、8時間工事なので8等分しています。陸上交通が想定される工事は、上部コンクリート工事です。

南本牧の工事でもピークに車両が集中しないように車両台数を調整しています。本事業の工事でも想定した台数以上にならないように調整できると考えています。また、1時間あたり18台程度としており、交通については十分余裕のある予測だと考えています。

2点目ですが、潮流の予測結果は、前回のパワーポイントの説明資料の75ページ、準備書では7-7-6ページに記載しています。

【奥 会 長】 2点目については、事務局から田中委員に確認をお願いします。

【事 務 局】 会議録（案）を確認いただく際に、併せて確認いたします。ただ、田中委員の御意見としては、後に裏付けとなる資料があるのはわかるのだけれども、資料としてこのページで説明が完結するように資料の出し方を工夫すべきではないか、との趣旨と考えます。

【奥 会 長】 わかりました。他になれば質疑終了とします。

イ 審議

【奥 会 長】 審議に入りたいと思います。追加で御質問、御意見はありますでしょ

うか。

【奥会長】 事務局からは何かありますか。

【事務局】 水野委員の大気質についての御指摘については資料にいたしますか。

【水野委員】 資料にしてください。

【奥会長】 では、先ほどの地図の指摘と併せて、水野委員の御指摘についても資料として提出していただくことを事業者伝えてください。

他になれば審議終了とします。内容は会議録（案）で確認いただくこととします。

(2) (仮称)横濱ゲートタワープロジェクト 計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見（案）について事務局が説明した

イ 質疑

【木下委員】 前回の審査会で津谷委員から御指摘がありましたが、みなとみらい本町小学校については、いろいろな面から考えていけないと感じます。ですので、みなとみらい本町小学校への配慮については、配慮市長意見（案）の全般的事項に抜き書きしておいてもいいくらいの問題ではなかろうかと思いました。

【奥会長】 事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】 隣接するみなとみらい本町小学校に対する配慮について、全般的事項として示してはいかがか、という御意見だと存じます。交通もそうですし、騒音・振動等についても御意見を頂戴しているところでございまして、事業者は、個別には配慮の内容を記載していますが、非常に多面的な環境に対して配慮が求められていると考えておりますので、木下委員の御意見を踏まえて、例えば、全般的事項に「隣接するみなとみらい本町小学校に対して配慮してください。」等の文言を付したいと思います。以上のような内容でいかがでしょうか。

【奥会長】 木下委員、よろしいでしょうか。

【木下委員】 はい。

【奥会長】 では、そのようにお願いいたします。

【五嶋委員】 今の件について質問なのですが、まず、配慮をしてほしいというお願い、意見の対象は、どこになるのでしょうか。事業者ですか。

【事務局】 はい、横浜市長から本事業の事業者に対する意見です。

【五嶋委員】 わかりました。

私も小学校への影響が気になっています。事業者の個別の配慮の内容に対して、検討してくれといってもなかなか限界があるかなと思いますので、こういうところはみなとみらい本町小学校に対しての全般的な配慮を抜き出した方が良く、という木下委員の御意見に賛成します。

2点目は、随所に環境、温室効果ガスの削減、それから歩行者の安全といった文言がありますが、私が一番気にしているのは配慮事項(13)に「交通集中の回避、歩行者の安全、利便性への配慮」とあり、ここで歩行者、自動車、そして3点目に自転車という交通手段が出てきます。特に私が気にするのは、いま例えばニューヨークのマンハッタンでも、自動車の利用よりは自転車の移動が盛んに行われているという話があるのですが、非常に混雑した道を車で行くよりは、自転車あるいは歩いてい

くということが推奨されており、それは環境保全でもいろいろな面でも利するところが多いのです。そのときに最初からある程度、歩行者、自動車、自転車のスペース等を設計しておかないと、非常に安全性が危ぶまれるというか、歩行者と自転車が非常に接触することがあって、その辺りの配慮をしてほしいという意見は、おそらく配慮事項(13)に入るのだと思うのですが、歩行者と自転車のバランスを考慮しつつ、最適な安全を確保してほしい、ということです。意見として書くとしたら、ここにしか入りようがないと思うのですが、ちょっと配慮をしてほしいと思います。特に、日本の場合、スペースが狭いので歩行者と自転車とそれぞれ特別なスペースを確保するのが難しいという状況があり、特に歩行者が危険を感じる人が多いので、ここはぜひ配慮事項としてお願いしたいところです。

【奥会長】 今の話は、道路空間の話でしょうか。そうすると、事業者の計画区域外の話となってしまいますが。

【五嶋委員】 では、どのようにすればいいのでしょうか。

【事務局】 奥会長からおっしゃっていただいたとおり、計画区域における高層建築物の建設事業に対する意見ということです。事業者側に配慮をしていただけるのは、基本的には計画区域の中ということになります。

ただ、計画区域の中においても、五嶋委員がおっしゃった観点の配慮は検討いただきたい内容でございますので、配慮事項(13)に対する配慮市長意見案の3点目に、あまり明示的ではございませんが、「台数の設定等」として「適切な整備に努めてください。」とする意見案をお示ししております。前回審査会の御意見を踏まえて、事業者の可能な範囲で、少なくとも計画区域の範囲内においては、御指摘いただいた歩行者との動線等の関係を踏まえ、適切な整備に努めていただきたいというニュアンスを入れているつもりでございます。この事業に対して意見できる範囲として、この意見の中に御指摘のニュアンスも含めさせていただければ、と思います。

【奥会長】 今の御説明は、この3点目の自転車に言及している部分について、表現を更に工夫していただくということですか。それとも既に、そういうニュアンスを込めて作っているという御回答でしょうか。

【事務局】 事務局としては、台数の設定「等」というところに、動線等も含めた「適切な整備」としてニュアンスを込めて作っているつもりでございます。

【五嶋委員】 懸念材料は、歩行者側の安全なのです。そういう視点が入っていないで自転車が通ることになると、例えば走行コースを急に変えてくる等、非常に危険な場合があります。私は両方の利用者なのでそのように感じます。なので、市長意見として「歩行者の安全等」ということを、どのようにかけて表現できないでしょうか。

例えば、配慮事項(13)に対する配慮市長意見案の2点目を、「計画区域にアクセスする自転車の主な走行ルートを、歩行者の安全を確保しつつ検討してください。」とすればいいのではないのでしょうか。

【奥会長】 そうですね。そうしましたら2点目に「歩行者の安全を確保しつつ」若しくは「配慮しつつ」といった表現を入れていただくということでは

かがでしょうか。

【事務局】 御意見、御提案をいただきましたが、この配慮事項(13)に対する2点目の意見は、この計画区域に対する周辺からのアクセスを明示していただきたいという趣旨で、前回審査会で田中伸治委員からいただいた御意見を踏まえて作成しています。特に、計画区域に至るまでにどういったルートを想定しているのか、事業者として把握してください、という御意見だと承っており、そこは当然示していただくべき点だろうということで配慮市長意見(案)に挙げております。この意見は公道上における現状把握に関することですので、ここに安全という観点を盛り込んで、事業者に対して意見をするのは難しいと考えています。事業者の配慮が及ぶ範囲としては、基本的には計画区域内で自らが整備する範囲になりますので、配慮事項(13)に対する配慮市長意見案の3点目のところに、「歩行者への安全も踏まえつつ、適切な整備に努めてください。」のような形で取り込ませていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【五嶋委員】 非常に逆説的な話をする、公道なのでここにはなかなか盛り込みにくいということですが、当然、自転車の利用者数が増えると歩行者は非常に歩きにくくなるということも事実です。そうすると、むしろ自転車を使わない方向で、自転車駐車をあまり増やさないという方向のメッセージもあり得るわけです。やはりトータルで考えたときに実現不可能で、しかも結果として、安全性が損なわれるようなことをしてもいけないので、そういうことを含めて伝わるような、最終的にはみんなが安全で、しかも効率よく行き来ができるような状況を作るという必要があると思います。

【事務局】 自転車駐車の整備にあたり、場合によっては台数を抑制するという御意見を頂戴しましたが、一方で、昨今の自転車交通の高まりを受けて、適正な利用を促進する等の観点から、本年4月より「横浜市自転車駐車の附置等に関する条例」が施行されており、条例で定められた設置義務台数がございます。自転車駐車の整備にあたっては、法令に基づいて進めていただかなければならないところがございますので、申し訳ございませんが、市長意見としては書きづらい状況でございます。

【奥会長】 配慮市長意見は、審査会委員からの意見を参考に、あくまでも市側で作成するものですから、必ずしもすべてが盛り込まれるわけではないということは御承知おきいただく必要があると思います。

こちらの御意見は意見として賜るということとし、歩行者の安全確保は、当然のこととして意見に盛り込んでいただけるということです。

【菊本委員】 すみません、前回欠席しましたので、事業者がいらっしゃるときに意見しておくべきで、お伺いしにくいのですが、配慮事項(3)の「計画段階からの安全な工法等の検討」というところについてです。

現地で事業者にお伺いしたのですが、計画段階配慮書の8ページの施設断面図を見ると、地下鉄のみなとみらい線がかなり近く、図面に「みなとみらい線トンネル補強工事」というのが記載されており、これが既に実施されているのか、これから実施するのかわかりませんね、という話をし、それから地下を掘削して計画建築物の基礎を造ると思うので、そこへの影響はいかがでしょうか、という質問をしたときに、出来れば

審査会の場で説明をしたいということでした。ですので、前回の審査会で事業者様からこのことについての御説明があったかどうかを確認したいと思います。

【事務局】 そのような観点での御説明は、前回審査会ではございませんでした。今後、第2分類事業の判定手続に入るとおられますので、その中で菊本委員からいただいた観点のお話は、事業者から御説明していただくように改めて事務局から事業者に伝えたいと思います。

【菊本委員】 鉄道というのは大量に人を運びますし、例えば、地上に鉄道があって、その下にトンネルを掘るときには1mm沈下が起きたら工事がストップする場合も多いのです。鉄道に関してはかなり厳密な変位量の基準が設けられているはずですので、影響はおそらくないと思われるのですが、交通や小学校のことももちろん重要ですが、少しの影響でも、みなとみらい線、鉄道はかなり厳しいと思いますので、その辺りのことというのは(3)の安全な工法という表現で入るのか、事業者に一度この話をお伺いし、見解を受けてから配慮市長意見に入れていただいた方がいいのか、確認したいと思います。特に、配慮事項(3)に対する配慮市長意見（案）の3点目に「周辺に影響が生じないように必要に応じて対策を講じる」と記載いただけていますが、その中の一つとして、特にみなとみらい線に近接して施工することになるので、それを明示していただくかどうかについて、事務局の考えをお伺いしたいと思います。

【事務局】 配慮事項(3)に対する配慮市長意見（案）の3点目は、埋立地という観点で意見を掲げさせていただいておりますが、例えば「埋立地であり、また地下に鉄道が通っているため」等として、地下に公共交通機関である鉄道が通っているという観点をこちらに含めさせていただき、「周辺に影響が生じないように検討してほしい」という考えを示したいと思います。

【菊本委員】 そうしていただけると安心です。ありがとうございます。

【葉山副会長】 配慮事項(5)について、配慮指針に掲げられている配慮事項の欄は「保全と創造」と書かれていますが、事業者が配慮書で記載した配慮の内容欄では「創出」とあり、配慮市長意見（案）では「創造」となっています。最近、研究者の間では、「創出」という表現を使っています。「創造」とは少しニュアンスが違いますので、「創出」という言葉が使われた方がよいかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 (5)の配慮事項の左の欄は、横浜市環境配慮指針の文言そのままを記載しており、この「保全と創造」という言葉をどうするかということについては、今後の課題として御意見を承りたいと思います。一方、配慮市長意見（案）は、環境配慮指針の言葉を用いて作成しましたが、ただ今の御指摘を踏まえ、「創出」と変更して、配慮市長意見とさせていただきたいと思います。

【五嶋委員】 「保全」であれば良いと思いますが、「創出」というと、ある種を導入することによって、微妙な生態系バランスが予想外に崩れる場合もあり得ると思います。そのような事態が生じないよう、外来種を導入することなどが無いような計画としていただく必要があるのではないのでしょうか。

【葉山副会長】	人が余計なことをしてかく乱しないように、という趣旨かと思いますが。生態系の創出という配慮の中には、全く今までなかったところに新しい生態系構造を生み出すという対応策も含まれるのですが、そういった際には、人間が勝手に想像してイメージを膨らませるというよりは、その場の基本的な自然の諸条件を踏まえて、その条件にあった生態系を勘案し、そこに生み出すという手順をとります。植生学的に言えば、潜在自然植生の構造を基にして、そこに成り立つ他の動物種等を考えていくということを行います。 もちろん想定外の構造もあり得ますので、それはモニタリングをしながらフォローしていくことになります。植生構造をそのまま移設する例では、一番成功した例で約 80%が移設に成功し、残り 20%は欠落するというような経験則があります。創出の際は、かなり注意深くフォローしていく必要があると思います。
【五嶋委員】	そのようなニュアンスを含む言葉を使うのであれば、「生態系バランスを慎重に考慮して」などの言葉を追加していただき、事業者へは、こうした趣旨を理解してもらいたいという、こちらの意図が伝わると良いと思います。
【葉山副会長】	個人的な希望を申し上げます。 その空間に何か人為的にあるものを生み出す、例えば道路を造るとすると、道路を造ったことによって、その空間の生態系の質がより高まるような、例えば、道路の構造の法面で生態系の質を高めていくような施策が求められるのではないかと考えています。 都市生態系のお話をしたことについては、今、何気なく見ている生態系の中では配慮されていない種についても、うまく配慮できれば良いのかなという考えがあります。具体的に言いますと、例えば、夜の生物のアブラコウモリ、いわゆるイエコウモリですが、彼らの生息場所は都市の中では確保できないところがありますが、ちょっとした建物構造の工夫で繁殖場所やねぐらになる構造とすることが可能です。また、猛禽類のハヤブサは、東京都内ではまだ発見されていませんが、恐らく新宿、丸の内及び池袋で繁殖が始まっていそうなのです。これは、ビルの構造が崖と認識されて、彼らが来ているようなのです。このように、人が造った空間に適応して生物が棲めるようになる、そういったところで質を考えることで、共存できないかとの希望を持っているということを含めて発言しました。
【奥会長】	いずれにしても、配慮市長意見では「創造」ではなく「創出」という言葉に変えていただくということですね。
【水野委員】	配慮書に対する意見ではありませんが、今の生態系について、基本的には、この計画区域の問題だけではなく、この地域全体の計画がありますが、その中でこの地域全体としてどのように計画しているのかという考え方が、恐らくあるのではないのでしょうか。その中で、この計画区域をどうするのか考えないといけないのではないかと。周囲にもビルが建設されている中で、この計画区域だけの配慮で地域に役立つのか。生態系をどのようにしていくのか、その計画に則った対応を求めるような意見の提示の仕方もあるのではないのでしょうか。そのようなものがないとす

れば、そのような中で配慮して意味があるのか、疑問に思います。

ヒートアイランド対策も同じです。この建物だけの問題ではなくて、地域全体でどのようなビルが建って、どのような形の街になり、周辺にどのような影響を及ぼしていくのかといった計画があり、その中で今回の建物をどのような形にしていくのか、というものがないと中途半端な感じがしています。

【葉山副会長】 都市生態系という言葉を使ったのは、その問題を踏まえたからです。都市生態系のあり方を踏まえた上で、本計画区域で何ができるのか、という趣旨で前回審査会において発言しましたので、そこを認識していただければ、と思います。

【事務局】 地区全体として目指す生態系の目標像等が出来上がっている段階ではありません。関連法令や地区計画を踏まえ、個別の事業者がそれらの求めに応じて個々に配慮や取組を行っている状況です。この地区においては、エリアマネジメントとして検討していく仕組みがあるので、そういったところとの連携も視野に入れつつ、横浜市を含め、面的に取り組むべき課題に対する御意見、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思います。

個別の事業に対する環境アセスの観点からの市長意見に対して、ただ今の御意見を取り上げることは困難なところがございますので、配慮市長意見に対する御意見ではなく、横浜市をはじめ、地域全体に対する御提言として伺わせていただきたいと思います。

【奥会長】 他になれば質疑終了とします。

資 料 ・平成30年度第2回（平成30年6月28日）審査会の会議録【案】
・（仮称）横濱ゲートタワープロジェクト 配慮市長意見（案） 事務局資料